

## 綾瀬市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給に関し、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の17の規定により支給申請に係る手続を省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 省令第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費をいう。
- (2) 年間の高額療養費 省令第27条の17の2第1項及び第27条の17の3第1項に規定する年間の高額療養費をいう。
- (3) 計算期間 毎年8月1日から翌年7月31日までの期間をいう。

### (対象者)

第3条 月間の高額療養費に係る手続の簡素化の対象者は、高額療養費に係る療養のあった月の初日における国民健康保険法上の世帯主とする。

2 年間の高額療養費に係る手続の簡素化の対象者は、計算期間中引き続き保険者が本市であって、計算期間の末日に本市において計算期間の全ての外来療養に係る額を把握することができる、かつ、手続の簡素化による月間の高額療養費の振り込みを受けている国民健康保険法上の世帯主とする。

### (手続の簡素化)

第4条 前条に規定する対象者は、振込先金融機関口座を指定して省令第27条の16第1項に基づく申請をすることにより、その申請の翌月以後に算定される月間の高額療養費及び年間の高額療養費について、手続の簡素化をすることができる。

### (変更の届出)

第5条 前条の規定により手続の簡素化の対象となった者（以下「簡素化対象者」という。）は、月間の高額療養費及び年間の高額療養費の振込先金融機関口座を変更

しようとするときは、高額療養費振込先口座変更届（第1号様式）を市長に提出するものとする。

（支給決定）

第6条 市長は、簡素化対象者が月間の高額療養費又は年間の高額療養費の支給に該当したときは、その高額療養費の支給額を決定し、当該簡素化対象者に通知するものとする。

（手続の簡素化の停止）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手続の簡素化を停止するものとする。

- (1) 簡素化対象者から、高額療養費支給申請手続の簡素化の停止申出書（第2号様式）の提出があったとき。
- (2) 国民健康保険の加入状況に異動が生じ、第3条に規定する対象者としての要件を満たさなくなったとき。
- (3) 指定された振込先金融機関口座に高額療養費を振り込むことができなくなったとき。
- (4) 第4条及び第5条の規定による申請等の内容に偽りその他不正があったとき。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

高額療養費振込先口座変更届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（世帯主）被保険証番号

住 所

氏 名

電話番号 ー ー

（届出者）※世帯主以外の場合はご記入ください。

〒

住 所

氏 名 続柄

電話番号 ー ー

国民健康保険高額療養費の支給について、自動振込先を下記の口座に変更願います。

【届出者記入欄・変更後振込先口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード		支店コード	
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店名	店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	

※被保険者と同一世帯員以外の口座を指定する場合には、下記も記入してください。

委任状	保険給付金（高額療養費）の受領に関する権限を次の者に委任します。
	受任者 住所 _____
	（口座名義人）氏名 _____ 委任者との続柄 _____
	委任者 住所 _____
	（請求者）氏名 _____

第2号様式（第7条関係）

高額療養費支給申請手続の簡素化の停止申出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（世帯主）被保険証番号

住 所

氏 名

電話番号 ー ー

（申出者）※世帯主以外の場合にご記入ください。

〒

住 所

氏 名 続柄

電話番号 ー ー

国民健康保険高額療養費支給申請手続について、簡素化（自動償還）を停止することを申し出ます。

【申出者記入欄】

被 保 険 者 番 号	
口 座 名 義 人 名	

※申出の適用については、申出時点で変更可能な支給情報からとなります。